

平成24年10月11日

環境政策課

電話 0742-34-4591

## 雨水タンク設置補助制度の再開について

省エネ・省資源施策の一環として、雨水タンクを設置した方に対する補助金の交付申請の受け付けを11月1日から再開します。

補助制度終了後も市民の皆様から、補助制度再開の要望が多数ありましたので、9月議会で予算を補正し、90万円の予算を追加したものです。

### 雨水タンク設置補助

#### 1 補助金の交付を受けられることができる方

次のいずれにも該当する方であること。

- (1) 平成24年4月1日以後に、自己の居住の用に供する市内の住宅（共同住宅を除く。）に雨水タンクを設置した方（事後申請）。なお、設置する雨水タンクは、地上据置き型で貯水容量が100リットル以上で、製品として購入可能なものに限ります。
- (2) 市税（市民税・固定資産税・軽自動車税）の滞納がない方
- (3) 設置した雨水タンクを適切に維持管理し、貯留した雨水を散水等に利用できる方

#### 2 補助金の額

雨水タンクの購入費と配送費の2分の1で、上限30,000円（同一住宅につき1基限り）

補助金の交付申請は、11月1日から来年3月29日まで受け付け、予算額（90万円）に達したときは、補助制度は終了となります。

### 申請方法と問い合わせ

#### 申請方法

11月1日（木）以降に所定の補助金交付申請書と添付書類を奈良市役所環境政策課に提出してください。（窓口への直接提出のみ。郵送等による提出はできません。）

#### 問い合わせ先

奈良市役所 環境政策課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1

電話 0742-34-4591 FAX 0742-36-5466